

令和3年10月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和3年10月7日(木) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	平田教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、猪股児童生徒支援課指導・支援班参事、宮崎特別支援教育課長、山崎生涯学習課長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、田川高校教育課人事管理監、岩坪ICT教育推進室長、山崎生涯学習課企画監、岩橋体育保健課体育指導監
開 会	<p>(平田教育長)</p> <p>ただいまから10月定例会を開会いたします。なお、本日は、伊東委員が所用のため、欠席する旨、連絡をいただいておりますので、御了承願います。</p>
署名委員指名	<p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は小松委員、森委員の両委員にお願いいたします。</p>
前回議事録承認	<p>次に9月定例会の議事録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(平田教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは各委員、御署名をお願いいたします。</p> <p>本日、提案されている議題等のうち、冊子2から4につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(平田教育長)</p> <p>御異議ないので、そのように進めていきます。</p>

冊子 1
第 18 号議案

では、定例教育委員会の冊子 1 について審議いたします。
まず、第 18 号議案について、提案理由を説明願います。

(草野学芸文化課長)

1 の冊子の 1 ページ【第 18 号議案】「文化財の県指定について」
提案理由等を御説明します。

今回、御審議をお願いするのは、有形文化財（美術工芸品）の

おきのこうじまじんじゃでんせいとうじき
「沖ノ神嶋神社伝世陶磁器」を新たに県指定しようとするもので
す。前の電子黒板で御説明します。お手元の資料 2 ページ以降も併
せて御覧ください。点数は 18 点、所有者は小値賀町で、現在、小
値賀町歴史民俗資料館に保管管理されています。小値賀町の位置で
すが、五島列島の一番上の方に位置し、大陸との交流の船は、小値
賀や宇久を経由して、平戸、博多へと向かうルートを通っていたと

おきのこうじまじんじゃ
考えられています。陶磁器が伝わった沖ノ神嶋神社は、小値賀本島
の東にある野崎島の北端に位置しております。現在は無人ですが、
社殿の奥には、王位石（おえいし）という巨石がそびえ立っており、
石舞台のような形をしております。陶磁器、18 点の写真です。内

つぼるい さらるい ふたもの ししがたこうろ
訳は、壺類 12 点、皿類 3 点、蓋物 1 点、獅子形香炉 2 点です。

主に、14 世紀から 17 世紀までの中国・タイなどから輸入された
海外産の陶磁器になります。

陶磁器のうち貴重なものを御紹介します。

かいゆうしじこ るそんつぼ
灰釉四耳壺は、中国産の壺で、厚手の大型の壺になります。呂宋壺
と通称されており、茶壺として茶の湯文化の中で、もてはやされて
いました。

さんさいいんこくはなもんふたもの
三彩陰刻花文蓋物です。緑と黄色の釉薬（ゆうやく）が大変美

かなんさんさい
しく、これは華南三彩とあって、16 世紀に中国南部で焼かれたも
のと考えられています。他に事例がなく、大変貴重なものです。

県の指定の考え方について御説明します。県では国の指定基準を
準用しており、今回は「工芸品の部」のうち「渡来品で我が国の工
芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの」にあたると思っています。
本件は、中国・東南アジアに及ぶ広域的な海外貿易の実態を示し、
ほぼ完全な形をとどめた、貴重な海外産の陶磁器として、学

<p>質 疑</p>	<p>術的価値が高いと評価されています。先般、開催した長崎県文化財保護審議会においても、県指定文化財としてふさわしいと答申をいただいておりますので、指定いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で私の説明を終わります。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>これより、第18号議案について、質疑討論を行います。御質問、御意見等ございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>野崎島は現在、無人島で、一応、この指定文化財は、小値賀町で、管理されているということなのですが、この神社にはその神主さんとか、そういう方がおられて、後に書いてある占有者というのですかね、第4条に占有者という言葉が載っているのですが、この占有者というのは誰になるのですか。小値賀町になるのか、それとも神社そのもの、神主さんというのがおられるのかどうか。</p> <p>(草野学芸文化課長)</p> <p>神社の法人格は、まだお持ちになっていて、野崎島を離れて、小値賀島の本島の方で神事を行っておられると聞いております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>占有者は、その神社ということになるのですかね、神社の神主さんということになるのですか。</p> <p>(草野学芸文化課長)</p> <p>所有権については、既に小値賀町の方に管理等を渡されておまして、神社は存続しておりますけれども、物の所有者は小値賀町になっておられるということです。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ということは、小値賀町がこの県の指定を受けて管理をしていくということになると思うのですが、4頁の表を見ていたら、国指定・国選定・国登録とあるのですよね。しかも、県の方も県指定・県選定、県登録というのはいみじいのですが、この指定、選定、登録は、どのような違いがあるのか。要するに、その占有者に対して、例えば金銭的な援助があるのでしょうか。</p>
------------	--

(草野学芸文化課長)

4頁に、文化財の件数を示しております表に、いろんな名称がありますけれども、まず文化財のグループ分けと申しますか、6つの類型に分かれています。そこにありますような有形文化財、無形文化財、民俗文化財、そういう分け方になります。後にあります国指定、国選定、国登録というのは、規制の緩やかな順に分類され、例えば一番緩やかな国登録文化財は、4分の1以上は、届け出が必要ですが、指定のような許可は必要ないとか、国指定になると、一段、管理の基準が上がり、文化庁の許可を受けないと工事ができないということになってまいります。そういう規制の緩やかな方が、登録文化財ということになっています。補助制度は、国の指定を受けると、国が2分の1補助を行います。残額については、例えば市町が持ち主であれば、県が5分の2以内で、補助金を市町に補助をするという形になります。

今回の沖ノ神嶋神社の陶磁器については、県指定ですので、修復をするときには県が2分の1以内で補助をする制度になっています。あと、伝統的建造物群等においては、類型の名前によって、選定と名前が変わってくるということです。有形文化財は登録ですが、文化的景観については選定という名前を使っております。有形文化財の中でも指定されて、重要なものは重要文化財、それよりももっと重要な、特別なものになってくると、国宝というようにレベルが上がっていくということになります。

(廣田委員)

国登録というのは、ある程度緩やかな制度で、国指定になると、例えばいろいろなことを、その文化財を修復すること等に対して、厳しく制限がかかると、そういうふうに考えていいのですかね。

それともう一つ、その県指定、県選定、まあ、県選定はゼロとなっているから、これは要らないのかなと思ったのですが、県登録というのはあるのですか。

(草野学芸文化課長)

先般の文化財保護法の改正により、県でも登録制度を設けたりすることができるようになりましたけれども、まだ県の登録の制度はないという状況です。他県の状況も、今後どうしていかうかということを検討されている状況で、登録文化財は緩やかな建物等の保護をするということですので、まず市町の古い建物を、市町が登録文

<p>可 報 告 (1)</p> <p>決</p>	<p>化財として保存していく制度ができていくのではないかと思っ ているところです。まだ県としては登録の制度はない状況です。</p> <p>(平田教育長) 他にございませんか。</p> <p>- - - - な し - - - -</p> <p>(平田教育長) 特にないようですので、質疑討論をとどめて採決いたします。 第18号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませ んか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(平田教育長) 御異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案のと おり可決することに決定されました。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願 いします。</p> <p>(桑宮総務課長) 報告事項(1)「令和3年9月定例県議会の概要について」御説明 申し上げます。</p> <p>冊子1の5ページをお開きください。会期等日程につきましては、 記載のとおりでございます。教育委員会関係の議案につきましては、 第110号議案 令和3年度長崎県一般会計補正予算(第11号)の うち関係部分が上程されまして、原案のとおり可決されております。 一般質問等につきましては、3に記載のとおり、「子育て支援につい て」をはじめ、12項目の質問がございました。概要につきましては、 別冊でお配りしております報告事項(1)資料「令和3年9月定例県 議会の概要について」の1ページから14ページに記載しているとお りでございます。</p> <p>6ページをお開きください。文教厚生委員会等における主な質疑事 項等で、第110号議案の審査において、繰越明許費についての質疑 がございました。所管事務に関する質疑として「5工業高校等による 世界一プロジェクトについて」、「全国学力テストについて」、「新 規採用教職員の研鑽について」、などの質疑がそれぞれございまして、</p>
---------------------------------------	--

<p>質 疑</p>	<p>その概要につきましては、別冊の報告事項(1)資料の14ページから22ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>この「県議会の概要について」という資料を読ませていただいたのですが、20頁に「講師不足における対策について」、千住委員からの質問で、臨時免許状についての質問だったようですがけれども、この中で条件の緩和はできないのかという、これはどういう意味での条件の緩和だったのかなと思ったのですけれども。</p> <p>(上原教職員課長)</p> <p>資料の20頁の、講師不足に対する質問ですがけれども、議員は現在の教員不足について課題認識を持たれていた中で、臨時免許状を発行することによって、講師不足に対応することができるのではないかという考えから、県教育委員会が行う臨時免許状の発行の緩和ができないのかという趣旨の質問でありました。それについて資料に書いてありますとおり、「臨時免許状につきましては、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与するものと規定されております。教育委員会としましては、一定の教育の質の保持を考慮することが必要ということから、採用所管課と協議しながら、教員の資質・能力があると判断した場合において、臨時免許状を授与している」と。その上で、臨時免許状については、数的には一定の活用が図られているのではないかという回答をさせていただきます。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>私は、この質問を見たときに、これは高校教育課に聞いた方がいいのかもしれませんが、前回の教育委員会の場でも、情報の先生の採用状況について質問したと思うのですけれども、この前送られてきた内外教育で、ちょうど長崎県のことを、「情報教育のエキスパート養成」ということで載っていたのですけれども、その中に「現在、県内には教科『情報』で採用された教員はいない」と。それでプログラミング教育に不安を覚える教員のために、情報エキスパートをつくるのだという、内外教育の記事があったのですよね。</p>
------------	---

情報という教科では採用していないということは、臨時免許状か何かを与えて、採用していたのか。その辺りの状況はいかがですか。

(田川高校教育課人事管理監)

情報の教員のことでお尋ねがありましたけれども、免許状を持たない者につきましては、特別免許状という免許状を付与することで、採用をする計画にしております。

臨時免許状の話題になっておりましたが、例えばこの臨時免許状を活用した任用のあり方で、現在、年度当初より高校では、家庭科の常勤講師を埋めることができず、穴が開いている状態になっております。現在、県立大学と臨時免許状を活用した臨時的任用のあり方を協議しております。例えば県立大学の栄養健康学部の学生は卒業すると栄養教諭という免許状を、所有をいたします。それを基礎免許状としまして、申請があれば、県教育委員会で臨時免許状を発行して、家庭科の免許を発行することができます。この仕組みが、臨時免許状を付与して臨時的教員として任用する例ということになります。したがって、特別免許状と臨時免許状をうまく活用しながら、講師不足に対しては対応していきたいと考えております。

(廣田委員)

そうすると、例えば看護も非常に少なく、臨時免許状で採用ということがあったのですかね。

(田川高校教育課人事管理監)

五島高校の看護について、衛生看護科につきましては、実際看護の教諭を当てているところなのですが、看護教諭の免許を持っている人数も極めて少ない状況です。従いまして、やはり基礎免許状がありませんので、特別免許状という免許状を看護師に付与することで現場に立つという任用のあり方で配置をしているところでございます。

(廣田委員)

わかりました。もう1つ、最初に質問した、今回の内外教育に書いてある「県内には、教科『情報』で採用された教員はおらず」と書いてあるのですが、これは正しいのですか。

(田川高校教育課人事管理監)

はい、その情報は確かでございます。例えば、数学、理科、家庭

科の教員に、認定講習を行うことで、本来、免許状を持っている教員に対して情報の免許を、任用後、付与しているということになっており、採用試験上、採用していないということになります。

(廣田委員)

はい、わかりました。後で、また教科書のところで、ちょっと関連したいと思います。

(小松委員)

少し知識不足で申し訳ないのですが、A Iドリルとありますけども、これは、何というか、ややアナログ感のA Iドリルとどこが、何か違うところがあるのですか。A Iドリルを使うことによって、普通の紙のドリルをするのと違って、何かいろんな利点があるのかどうか。どんなものなのですか。

(加藤義務教育課長)

この利点といたしましては、デジタルドリル、A Iドリルを解くことによって、採点も自動的にできるというところがございます。また、その解答状況から、その子の課題がある部分に連動して、新しいテキストが提供されるというものでございます。

(小松委員)

それは先生ではなくて、A Iが判断して行うのですか。

(加藤義務教育課長)

まだA Iドリルにもかなりの幅がございまして、さまざまなその子の状況を踏まえながら次の課題を提供するという、高いレベルのA Iドリルは、普及していないという状況がございます。ただ、解答の状況からこの部分が弱かったということで、次にこのページに移るとい、そういう簡易的な選択や、紹介ができるドリルが、現在、普及しているところでございます。

(小松委員)

電子黒板を使ってでもいいのですが、どういう機能があるのかなというところをもしよければ、次回にでも教えてほしいのですけれど。

(加藤義務教育課長)

今日のところは難しいですので、また改めて御紹介等をさせていただければと思います。

(黒田委員)

18ページでございますが、「不登校児童・生徒への対応について」ということで、教育支援センターというものは、私も理解をさせていただいているのですけれども、このフリースクールは民間ということで、監督官庁等はどこに所属をしているのでしょうか。

(猪股児童生徒支援課指導・支援班参事)

フリースクールは、非常に定義が難しいところがございます、不登校児童・生徒のうち、例えば公的機関、これは放課後デイサービスですとか、民間施設あるいは民間団体等、そういったものをひっくるめてフリースクールということで、県下に20団体ほどある状況になっております。

(黒田委員)

そのフリースクールというのは不登校児童、あるいは引きこもり児童以外の生徒たちも、総合的に入れていらっしゃるのですか。

(猪股児童生徒支援課指導・支援班参事)

基本的には不登校児童・生徒が入ることになっております。

(黒田委員)

どこが監督をされておるのですか。フリースクールの開設等は全く無料なわけですか。

(加藤義務教育課長)

まず、不登校の受け入れ機関というのが、適応指導教室と言われるものとフリースクールというものがございます。適応指導教室につきましては、それを設置しているそれぞれの市町が、設置している機関になります。フリースクールにつきましては、これはNPO団体等、民間の団体が立ち上げておられるようなものになっております。

(黒田委員)

例えば、単位の取得ができるのかでしょうか。

(加藤義務教育課長)

基本的には、小中学校につきましては、単位の取得という考え方がございません。フリースクールに行きましても、通常どおりの卒業になります。ただ、これまでフリースクールに通った場合、それを出席の取り扱いにするかどうかということは、さまざまな議論がなされ、現在は学習状況を、学校と教育委員会が確認をした上で、この学習であれば出席の取り扱いにできるというケースも、徐々に増えてきている状況でございます。

(黒田委員)

そしたら、フリースクールを卒業した場合には、年齢がある程度に達しますと、公的な公立学校を出たという認定されるのですか。

(加藤義務教育課長)

フリースクールに通っておりましても、基本的にはそれぞれの小学校・中学校に在籍をしておりますので、そこで学習をしても卒業ということになってまいります。

(小松委員)

19頁の「災害リスクについて」なのですけれども、学校名は公表されていないのですけれども、多分、それぞれの学校はご存じだろうと思いますが、この避難確保計画が、もう既にあるわけですよ。これは、そういう浸水想定区域にある、もしくは土砂災害警戒区域にあるということを折り込んだ上での避難確保計画になっているのですか。それとも一般的な計画になっていて、今後、そういうものをさらに折り込んだものをつくらないといけないという状態なのですか。

(猪股児童生徒支援課指導・支援班参事)

今、御質問がありました、特にソフト面のところだと思いますけれども、既に盛り込んだ形での避難計画ということになっております。

(平田教育長)

ほかにご覧ですか。

報告 (2)

特にならなければ、続いて報告事項(2)について説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

令和3年10月6日付けで県監査委員から、令和3年度前期の普通会計定期監査の結果につきまして報告がありましたので御説明いたします。

別冊の「報告事項(2)資料」中の定期監査結果報告書の10ページをお開きください。令和3年度の前期監査は、本庁及び地方機関の合計114箇所を実施され、教育委員会関係では、8月23日に教育庁本庁11課・室に対し実施されました。

3ページをお開きください。今回監査が実施された機関において、県全体で70件の「指摘事項」がありました。「指摘事項」とは、法令、条例又は通達等に違反しているものなど8つの項目に該当するもので、「指導事項」は、そのうち軽易と認められるものです。その内容については、6ページ以降に記載されております。

「報告事項(2)」裏面の『令和3年度定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧』を御覧ください。教育庁においては、「指摘事項」が3件あり、物品関係が1件、契約関係が2件となっております。

物品関係につきましては、生涯学習課の項目で、『消耗品等出納簿(切手)において、帳簿と現物の残数量が一致していない。』という指摘であります。これは、切手の取扱に関する知識や認識、点検にかかる体制が不十分であったことにより生じたものであります。今後は、同様の事案が生じないよう所属内で共有し、規則等を再度確認するほか、切手の受入や払出の際にも複数の職員で確認するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

続きまして、契約関係について、義務教育課の項目です。『「キャリア教育」に関する記録映像制作作業業務及び「授業アイデア事例」映像制作作業業務において、提供したデータの記録媒体の返却後の処理が確認できない。』という指摘であります。

これは、実際に記録媒体の返却は確認しているものの、書面による確認の必要性について認識が不足していたことにより生じたものであります。今後は、業者が記録媒体を返却する際には、返却及び提供データの破棄を記載した文書の提出を求めるとし、適切な事務処理に努めてまいります。

最後に、体育保健課の指摘でございます。『形上湾ポート場管理運営業務委託において、再委託の承認がされていない。』という指摘であります。これは、当該業務委託のなかの消防用設備点検業務について再委託にあたる認識がなかったことにより生じたものであ

<p>質 疑</p>	<p>ります。今後は、再委託の有無について、施行伺及び契約同時に所属内で確認するとともに、再委託が必要な場合は、書面による県の承諾が必要であることを委託先に対し指導してまいります。</p> <p>また、定期監査におきましては、このほかにも指導事項としまして、証紙収入実績簿等の件数・金額の誤りをはじめ、契約事務や補助金事務に係る事務手続きの不備等に対する指導も受けております。引き続き、あらゆる機会を通して各所属に情報提供を行う中で、職員の意識を高め、教育委員会全体でより一層の事務処理の適正化に努めてまいります。</p> <p>なお、監査の結果に対して各所属が講じた措置については、11月末までに県監査委員あて報告することとしております。以上で説明を終わります。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>確か去年は1件だったですね、カヌーの貸し出しについて、あったような気がするのですが、今回、残念ながら増えております。感じたことは、1番目の切手ですが、切手・印紙、これはお金と同じように考えないといけませんよね。よく、企業の中でも起こるのですが、特に印紙を、不当に転売して事件になるということがありますので、切手・印紙のルールについては、とにかくお金と同じような感覚で管理するようにお願いしたいと思います。</p> <p>それから、体育保健課の、形上湾のボート場の再委託の件なのですが、よくわからないのですが、これは何か、ボートは管理業務をA社に頼んでいて、そのA社がさらにどこかに、B社に再委託したという、そういうことになっているのですか。</p> <p>(松崎体育保健課長)</p> <p>大筋は、今、委員が言われたような内容でありまして、そもそもこのボート場の管理については、ボート協会に管理等を委託しているところです。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ボート場の管理ですか。</p>
------------	---

報告 (3)

(松崎体育保健課長)

ボート場の管理を委託しているところです。この中身については消防設備が適切に作動するかということ、専門の業者にまた改めて委託をするという行為が発生しているわけですが、その委託を契約の書面の中では、再委託するときには、体育保健課に共有すること、書面において共有することということになっているところを、それをされていなかったということでもあります。

(平田教育長)

ほかにございませんか。
特にないようであれば、次に報告事項(3)について説明をお願いします。

(田川高校教育課人事管理監)

資料10ページ、報告事項(3)「令和4年度県立学校職員採用試験」について御説明いたします。

今回実施します採用試験は県立学校の「実習助手」「寄宿舍指導員」「船員」となります。なお、実習助手の試験ではA採用(障害者特別採用選考)とB採用に分けて実施いたします。

まず、「実習助手」についてですが、現在、県立学校計61校に対しまして、231名を配置しているところでございます。B採用の表を御覧下さい。今回募集します各教科、科目ごとの人数は、A採用を除き、9名としており、内訳は御覧の通り、工業・機械が2名、それ以外は1名としております。募集人数につきましては、退職者数や再任用の希望状況を勘案しまして決めております。なお、農業、工業、商業につきましては、専門的な指導が求められていることから、対象者及び資格の欄に記載しております通り、募集職種に関係のある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者と条件を付しております。

次に、「寄宿舍指導員」については、現在、寄宿舍を設置する特別支援学校5校に対しまして77名を配置しているところでございます。こちらにつきましても、退職者数や再任用の希望者数を勘案し、今年度は1名を募集致します。

「船員」につきましては、福岡県・長崎県・山口県の3県で実習船「海友丸」を共同運航しておりますが、現在、エンジン等の保守点検を行う機関員1名が欠員となっているため、その1名を募集します。「出願期間」及び「試験日」等については、記載のとおりで

<p>質 疑</p>	<p>す。 以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>(平田教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員) A採用はとにかく必要があって、採用結果によって、すぐその仕事に就いていただくという。B採用については、何か欠員があったときに、期間中にすぐ任用できるようにされているという理解をしているのですけれど、それでいいのですかね。</p> <p>(田川高校教育課人事管理監) ただいまの御質問ですけども、A採用につきましては、障害者特別採用選考枠という別枠がございまして、通常の採用はB採用枠と、そのような枠の違いで設定しております。</p>
<p>報 告 (4)</p>	<p>(平田教育長) ほかにございませんか。 御質問がなければ、続いて報告事項(4)について説明をお願いします。</p> <p>(狩野高校教育課長) 冊子1の12ページ報告事項(4)「高校生の活躍」について御報告いたします。 大会名は「第16回若年者ものづくり競技大会」です。(5)競技内容等に記載しておりますとおり、この大会は、職業能力開発大学校や高等技術専門校など職業能力開発施設や工業高校等で技能を習得中の20歳以下の若年者を対象とした競技大会で、旋盤や電気工事、木材加工等15職種の競技種目において技能を競う全国大会です。 今年度は8月4日から8月5日に愛媛県を会場として開催され、全国から330人が出場しております。(4)成績ですが、21人が出場した「機械製図(CAD)」職種において、長崎工業高校の2年生が、また、28人が出場した「フライス盤」職種において島原工業高校の3年生が、全国第1位に相当する金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。以下、 から に記載のとおり他の職種においても銀賞等、優秀な成績を収めております。なお、金賞は1</p>

<p>質 疑</p>	<p>名と決まっていますが、銀賞以下は複数名が受賞する場合もあります。また、 の「ウェブデザイン」及び「業務用ITソフトウェア・ソリューション」職種については、今年度、本県から初めて出場した職種ですが、銅賞や敢闘賞を受賞しております。</p> <p>最後に参考までですが、本県の工業高校生は昨年度まで22名の生徒が金賞を獲得しております。以上でございます。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>こういうものづくりの競技大会で、金賞等を受賞する生徒が出てくる学校は、長崎工業高校が多いのですが、島原工業高校等もあるのですけれども、何でもこういうことになるのですか。ほかの工業高校は、あまり関心がないのか、長崎工業高校だけがこういうものに対して非常に関心を持っているのか、何か理由があるのですか。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>大変難しい御質問でございますけれども、どの工業高校もコンテスト、コンクールの出場にかなりの力を入れておりますし、また資格取得にも力を入れております。1つは、長崎工業高校は規模的に大きいということもあるのではないかなとは考えております。</p> <p>(小松委員)</p> <p>他の学校もこういうコンテストに、手を挙げて参加はされておると。しかし残念ながら、こういういい成績のところ当たらないというようなことですか。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>今の御指摘のとおりでございます。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>関連して、よろしいですか。高校生の活躍ということで、定例教育委員会のたびにととき出てくるのですけれども、例えば年間通してですね、小松委員がおっしゃったように、工業高校はいっぱいありますけれども、それを一覧にして、例えば長崎工業はこれだけ入っている、佐世保工業はこれだけ、こういうものに挑戦して入っているというふうに、そういう一覧表みたいなのがあれば、私たちにも</p>
------------	--

<p>報 告 (5)</p>	<p>情報の提供ということもあるのでしょうけれど、それを全体に提供したら、何か反響があると思うのですけれどね。各学校同士の切磋琢磨というか、そういうことも含めて、年間を通して長崎県の工業高校はこれだけのことに挑戦して、これだけの結果を得ていますと、賞を受けていますということは提供できないのですかね。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>コンクール、コンテストのある時期が違いますので、それこそ五月雨的になりますので、年度末に再度まとめまして、ものづくりコンテスト等のような一覧を作成して、御提供したいと思っております。</p> <p>(平田教育長)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>御質問がなければ、続いて報告事項 (5) について説明をお願いします。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>「令和4年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について」御報告いたします。</p> <p>冊子1の13ページ報告事項(5)を御覧ください。(1)基本方針と(2)採択の方法につきましては、今年度4月の定例教育委員会で決定されたものでございます。この基本方針、採択の方法に基づき進めてまいりました。</p> <p>別冊資料を御覧ください。令和4年度使用の学校別採択教科書一覧をお示ししております。71校から3,271点の教科書が、採択希望教科用図書として高校教育課に報告がありました。県教育委員会事務局の各教科を専門とする担当指導主事が、不明な点は学校に問い合わせるなど十分な確認を行った後、8月30日に採択についての高校教育課及び特別支援教育課による最終の確認を行い、教育課程との整合性や学校及び生徒の状況との整合性、また選定理由の妥当性などを精査いたしました。その後、一覧にお示ししております3,271点を、9月10日の教育長の決裁をもって採択いたしましたので御報告いたします。以上です。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(平田教育長)</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。</p>

(廣田委員)

13頁の「採択の方法」、ここの2に「高等学校で使用する教科用図書については、『高等学校用教科書目録(令和4年度使用)』に登載されているものの中から採択する」ということがはっきり書いてあるのですよね。教科書がない場合は、その後に書いてある、云々ということになるのだらうと思うのですが、この学校別の教科書採択一覧を見て、不思議だなと思ったのが、長崎西、長崎南、佐世保北という、大規模進学校の教科書の中に情報の教科書がないのですよね。情報は教科であって、教科書目録もあるだらうと思うのですが、何でこの3校にはその情報の教科書がないのかと。

(狩野高校教育課長)

情報 というのが、必履修科目でありますので、必ず3年間のうちのどこかで履修することになっております。長崎東高校は、ここに、今、上がっているということは、来年、1年生で履修をさせ、ほかの学校は2年生か3年生で履修をさせるとの考えの学校でございますので、来年度のこの採択の中に出てくると思っています。

(廣田委員)

学校によって、情報は、その学校の方針によって学年が違うということですよ。情報の教科書を、国が発行した情報の教科書をちゃんと、採択しているのですかね。というのは、前回も言ったと思うのですが、特に普通科の教科の中で、特殊な教科を設定したところは、国の指定の教科書を使わなくていいと。かえってそういうところの方が、新しい教育ができるのではないかと思ったものですから、その辺はどうでしょうか。

(狩野高校教育課長)

御指摘のとおり、一般図書というのは、学校の設定科目につきましては、その目録以外の一般の図書を選ぶのですが、おっしゃるとおり、情報は必ずその目録の中から教科書を選ぶということになっております。

(小松委員)

関連してなんですけど、先ほどの情報の先生の話が、廣田先生から出ましたけれども、私もその情報がある学校と、ない学校があるなと思って、不思議に考えたわけなのですが、それが情報の先生の確保と何か関連しているのだったら、大事だなと思ったの

ですけども、そこら辺は、何と申しますか、問題はないのですかね。

(狩野高校教育課長)

前回の定例会の中で、今のところ、8割以上の学校は、現任の教員で対応できるという回答をしております。またそれ以外は、今度の人事の中で対応したいと考えております。2年生や、3年生での履修としたのは、教員の問題ではなくて、今度、大学入学共通テストの出題教科になりますので、少しでも受験に近いところで履修させたいという思いが働いたのではないかなと考えております。

(平田教育長)

ほかに、ございませんか。

特にないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。

協議(秘密会)
議題(秘密会)
報告(秘密会)

(別紙議事録)
(別紙議事録)
(別紙議事録)

18時04分、本日の会議を終了